

(5)

障害のある方へ

サービスの申請はお済みですか

申請に必要な物など、詳しくはお問い合わせください

【申請・担当課】 障害福祉課(区役所2階201番) ☎5654-8301 FAX5698-1531 ✉075000@city.katsushika.lg.jp

自動車運転免許取得費用の一部補助

第1種普通自動車免許の取得のために、自動車教習所などで教習を受けたときの費用の一部を補助します。

【対象】 次の全てに該当する方

- ▶ 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方(ただし内部障害は4級以上、下肢または体幹に係る障害は5級以上で歩行が困難な方)、または愛の手帳1～4度をお持ちの方
- ▶ 本人の前年(1～6月に申請をする方は前々年)の所得税額が400,000円以下の方
- ▶ 区内に引き続き3カ月以上在住している方
- ▶ 他の同種の制度による補助を受けていない方
- ▶ 自動車教習所を卒業または退所した日から3カ月以内の方

【補助限度額】

対象者本人の前年(1～6月に申請をする方は前々年)の所得税額によって異なります。

- ▶ 非課税の方 164,800円
- ▶ 所得税額が42,000円以下の方 144,200円
- ▶ 所得税額が42,001～400,000円の方 123,600円



自動車改造費用の一部補助

自らが所有し、運転する自動車の操向・駆動装置(ハンドル、アクセル、ブレーキなど)の一部を改造する場合、費用の一部を補助します。本人(20歳未満の方は扶養義務者)の所得制限があります。

【対象】 次の全てに該当する方

- ▶ 身体障害者手帳1・2級(上肢・下肢または体幹に係る障害)をお持ちの方
- ▶ 区内に引き続き3カ月以上在住している方
- ▶ 他の同種の制度による補助を受けていない方
- ▶ 自動車を改造した日から3カ月以内の方

【補助限度額】 133,900円



見守り型緊急通報システムの設置

無線通報押しボタン・火災感知器・ガス漏れ感知器・生活リズムセンサーなどを自宅に取り付けます。異変があった場合、無線通報押しボタンは区と契約している警備会社へ利用者本人が通報し、それ以外は自動通報されます。その後、警備員が安否を確認し、必要に応じてご自宅に駆け付けます。

【対象】 次の全てに該当する方

- ▶ 18～64歳の方
- ▶ 身体障害者手帳1・2級か愛の手帳1～3度をお持ちの方、または東京都難病等医療費助成の認定を受けている方
- ▶ 一人暮らしか重度障害者のみの世帯、または日中や夜間に重度障害者のみになる世帯

【費用】 利用者本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により、費用負担があります。

- ▶ 非課税の方 無料
- ▶ 課税の方 月額1,680円



ガス漏れ感知器

巡回入浴

区が委託した業者がご自宅に浴槽を持ち込み、入浴の介助をします。

【対象】 次の全てに該当する方で、介護保険制度で入浴に係るサービスが受けられない方

- ▶ 身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1～3度をお持ちの方
- ▶ 在宅の方
- ▶ 家庭での入浴が困難な方
- ▶ 入浴サービスの際、家族などの立ち会いが得られる方

【利用回数】 年間52回以内

【費用】 利用者本人と扶養義務者の住民税課税状況により、費用負担があります。

- ▶ 利用者および扶養義務者が非課税の方 無料
- ▶ 上記以外の方 1回当たり最大1,500円



寝具の乾燥消毒

区が委託した業者が寝具を一時預かり、乾燥消毒を行います。

【対象】 次の全てに該当する方

- ▶ 64歳以下の在宅の方
- ▶ 身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方
- ▶ 本人および家族などが障害などにより、寝具を干すことができない状態にある方
- ▶ 障害者のみの世帯または障害のある方を除く同居家族全員が65歳以上の世帯

【乾燥消毒する寝具】 敷布団・掛け布団・マットレス・毛布各1枚

【実施回数】 月1回(9月のみ水洗い乾燥消毒)

【費用】 利用者本人(20歳未満の方は扶養義務者)の住民税課税状況により、費用負担があります。

- ▶ 非課税の方 無料
- ▶ 課税の方 乾燥消毒1回当たり100円、水洗い乾燥消毒1回当たり330円



重度脳性まひ者介護事業

重度脳性まひの方に屋外への手引き・同行などを行った家族に手当を支給します。

【対象】 次の全てに該当する方を介護する家族

- ▶ 20歳以上の方
- ▶ 脳性まひによる身体障害者手帳1級をお持ちの方
- ▶ 単独で屋外活動をするのが困難な方

次のいずれかに該当する方は対象となりません

- ▶ 障害者総合支援法における障害福祉サービス(短期入所を除く)の支給決定を受けている方
- ▶ 障害者総合支援法における地域生活支援事業の移動支援または地域活動支援センター事業の利用決定を受けている方
- ▶ 介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスを受けている方

【支給額】

1回当たり6,560円(1日1回・月12回限度)



手助けが必要な人と手助けしたい人を結びつける ヘルプカード

【担当課】 障害者施設課 ☎5671-5077 FAX5698-1337

ヘルプカードは、障害のある方が困ったときに手助けしてほしい内容などが書いてあるカードです。

知的障害のある方や聴覚・内部障害のある方など、一見、障害があると分からない方も手助けを必要としている場合があります。

カードを持っている方が困っていたら、「どうしましたか?」と声を掛け、記載内容に沿った支援をお願いします。皆さんのちょっとした手助けが安心につながります。

障害のある方がより安心な生活を送れるようにするために、ご理解とご協力をお願いします。



障害のある方へ ヘルプカードを携帯しましょう

【配布対象】 身体・知的・精神障害のある方、難病患者の方など(障害者手帳の有無は問いません)

- ▶ 障害福祉課(区役所2階201番)
- ▶ 障害者施設課(堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内)
- ▶ 保健予防課(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)
- ▶ 金町保健センター(金町4-18-19)
- ▶ 新小岩保健センター(西新小岩4-21-12)
- ▶ 水元保健センター(東水元1-7-3)

窓口に来ることが困難な重度の障害のある方は、障害者施設課(☎5671-5077/FAX5698-1337)へご連絡ください。